

平成30年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年2月22日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年2月22日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第13号議案

東京都教育委員会から子供たちへのメッセージについて

第14号議案

平成29年度東京都指定文化財の指定について

第15号議案

平成30年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第16号議案及び第17号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 学校における児童・生徒の自殺対策の取組について

(2) 「地域と学校の協働」を推進する方策－中間のまとめ－について

(3) 平成29年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果
について

(4) 平成30年度教育庁主要施策について

(5) 不登校特例校の設置促進に向けた東京都教育委員会の取組について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 淵 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成30年第4回定例会を開会いたします。

本日は、北村委員から、所用により御欠席との届出を頂いております。

本日は、NHK外4社からの取材と10名から傍聴の申込みがございました。また、NHK外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月25日の第2回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第2回定例会の議事録について

は承認を頂きました。

前回2月8日の第3回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第15号から第17号までの議案及び報告事項(5)につきましてもは人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、ただいまの件につきましてもは、そのように取扱わせていただきます。

議 案

第13号議案

東京都教育委員会から子供たちへのメッセージについて

報 告

(1) 学校における児童・生徒の自殺対策の取組について

【教育長】 それでは、第13号議案、東京都教育委員会から子供たちへのメッセージについてですが、報告事項(1)学校における児童・生徒の自殺対策の取組についてと関連する内容のため、一括して説明をいたします。指導部長、お願いします。

【指導部長】 政府が発行しています「自殺対策白書」によりますと、15歳から19歳までの年代の死因の第1位は自殺となっております。東京都におきましても平成28年における10代の若者の死因の第1位は自殺でございました。極めて残念なことです。都内全公立学校に在籍する児童・生徒につきましても、これまで毎年度自ら命を絶つという状況が続いています。かけがえのない児童・生徒の命が失われることは痛恨の極みでございます。

こうした事態を繰り返してはならないという強い思いから自殺予防対策を更に徹底することを目的として、指導部では自殺対策の専門家等を含む自殺予防教育推進委員

会を設置し、学校における児童・生徒の自殺対策の取組と、授業で活用できるDVD教材、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成いたしましたので御報告をさせていただきます。

また、これらの資料の配布に併せ、東京都教育委員会から子供たちに対してメッセージを発出したいと考え、議案として御審議いただきたいと思っております。

まず、「学校における児童・生徒の自殺対策の取組」でございます。

今、画面で御覧いただいておりますが、この資料は、自殺予防教育推進委員会での検討ですとか、過去に発生しました都内公立学校に在籍する児童・生徒の自殺事案に関する検証等を踏まえ、改めて学校で行うべき取組をまとめた内容になっております。

目次を御覧いただければと思います。全体の構成を3章立てとしております。

第1章は、学校が取り組むべき自殺予防対策を六つの重点項目として示しています。第2章は、その六つの重点項目を推進するための具体的な取組を示しています。第3章は、学校が取り組むべきとされている内容を学習指導要領との関連を踏まえて示しています。

この第1章でございますが、学校における子供の自殺予防対策として六つの重点を示しています。

まず重点1でございますが、子供の気掛かりな様子を見逃さないということがございます。教員の専門性の一つに、一人一人の児童・生徒理解があります。授業をはじめ、学校における様々な教育活動を通して児童・生徒理解を深め、状況を把握することが必要です。

第2に、子供に生命の大切さを指導するとともに、困難やストレスへの対処方法を身に付けさせることができるよう指導するということでございます。子供の発達段階に応じ、各教科や道徳、特別活動などを通して生命への畏敬の念をはじめ、かけがえない命を尊重すること、そして、自分自身では対処できない時には助けを求めることが大切であるということを計画的に指導することが重要でございます。

第3に、子供の不安や悩みに寄り添うことのできるよう学校教育相談体制を充実させるということです。教員には、子供の不安や悩みに徹底して寄り添うことが求められます。心理の専門家であるスクールカウンセラーの協力を得ながら、子供たちの

様々な不安や悩みを受け止めることができるような教育相談体制の構築が必要になります。

第4に、保護者の理解と協力を得て、子供を見守るということです。子供の命と安全を守るためには、学校と家庭が緊密に連携して、各々の役割を果たすことが重要です。個別の面談や保護者会の充実をはじめ、それぞれの立場で子供の変化について情報を共有できる体制を構築する必要があります。

第5に、地域・関係機関と連携して、子供を支えるということでございます。学校だけで子供を救うことはできません。学習塾をはじめとする習い事での人間関係や家庭環境の問題などは、地域の様々なネットワークによる支援が不可欠になります。

第6に、家庭や関係機関などを含め、学校が組織全体で子供の不安や悩みを共有するというものです。現在、学校には学校いじめ対策委員会などの組織があります。こうした既存の組織を効果的に活用させて、子供の支援策を組織的に検討する必要があります。

続いて、第2章になります。この2章では、先ほど申し上げましたように六つの重点ごとに具体的な取組について示しています。これらの取組は、「いじめ総合対策」の取組と密接に関係しています。そこで、この「いじめ総合対策【第2次】」と関連した取組が記載されている場合は、そのページを明記しております。これは、この6ページから、ずっと下にページがありますが、13ページまでが、この第2章になります。

その中で7ページになりますが、3として「学校教育相談体制の充実」というのがあります。これに関連いたしますけれども、子供たちが大人に相談しやすくするための環境づくりの一環として、他県ではSNSを活用した教育相談体制について検討しているところがございます。SNSを活用した相談の場合、発信者を特定することが難しいということや、SNSから電話による通話ですとか面談などによる相談への切り替えが困難などの課題があると聞いております。SNSを活用した教育相談体制については、他県での取組など情報収集を行い、その成果や課題を整理しながら検討する必要があると考えています。

続いて、第3章でございます。14ページになります。第3章は、自殺総合対策で学校が取り組むべき教育として、第1に、命の大切さを実感できる教育、第2に、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けさせるための教育（SOSの出し方に関する教育）、第3に、心の健康の保持に係る教育の3点について示しています。

この3点はいずれも重要でございますが、今までSOSの出し方について教員が授業等で児童・生徒に対して指導する際の参考となる指導資料などはございませんでした。そこで、このたび学校で活用できるDVDを作成いたしましたので、このDVD教材について御紹介したいと思います。タブレットのを見ていただくと表紙が出ています。配布資料にもこの表紙が印刷されているかと思います。

この内容でございますが、3ページの「SOSの出し方に関する教育の授業の進め方」の(2)「教材について」でございますが、この指導資料は、映像編のDVDと、学習指導案やワークシートなどの様々な資料を収録した資料編のCDの2枚組みにして学校に配布する予定でございます。これらの教材は、主に小学校を対象とする初等編、中学校を対象とする中等編、高等学校を対象とする高等編の3点から選択できるようになっております。

次に、4ページのところですけれども、SOSの出し方に関する教育についての授業の進め方でございます。(4)として「授業展開について」、これは中等編の例でございますけれども、そのウとして「本時の流れ」というのがございます。指導に当たりましては、児童・生徒一人一人が考え、その考えを学級内で発表することなどを通して共有し、改めて自己を振り返ることにより考えを深めていくことができるように、DVD映像の視聴、ワークシートや記述、グループでの話し合い、こういった方法を様々な組み合わせる方法で行います。

それでは、初等編の前半の部分、DVDを御用意いたしました。若干ですが、上映したいと思いますので、御覧いただければと思います。

(DVD上映)

【指導部長】 以上が触りですけれども、このDVDを体育や道徳、特別活動等の授業で活用することにより都内の公立学校において様々な困難、ストレスへの対処方法を身に付けるための指導を確実に行き、各学校における自殺対策の一層の強化を図

ってまいりたいと考えています。

続いて、議案資料に移りたいと思いますけれども、事務局といたしましては、子供たちの自殺を何としても食い止めたいと考えています。御報告した資料を学校に配布するに当たり、教員や保護者による指導だけではなく東京都教育委員会から子供たちに対して、つらい思いをして苦しいときなどは、信頼できる大人が身近に必ずいるので相談してほしいということをメッセージとして伝える必要があるのではないかと考えました。案文を作成いたしましたので、読み上げさせていただきます。

とうきょうと こうりつがっこう ざいせき みな
東京都の公立学校に在籍する皆さんへ

じぶん たいせつ ともだち たいせつ
自分を大切に 友達を大切に

○あなたは、とても大切な存在です

あなたには、あなたにしかない素晴らしい、輝く個性があります。

あなたは、この世界中でただ一人のかけがえのない、とても大切な存在なのです。

○信頼できる大人は、身近に必ずいます

だれにも、不安や悩みがあっても、つらい思いをすることがあると思います。

あなたのつらい思いを受け止めてくれる信頼できる大人は、身近に必ずいます。

どうか、つらい思いをして苦しい時や、体の調子がおかしいという時は、一人で悩みを抱えないでください。

家族、学校の先生、スクールカウンセラー、地域の方など、あなたを助けてくれる誰かが絶対にいます。だから、相談しやすいと思う大人に、少しでも勇気を出して話してみてください。相談機関に、電話やメールなどで相談するという方法もあります。

悩みを打ち明けるということは、決して恥ずかしいことではありません。あなたが弱いということでもありません。誰かに相談すること、助けを求めることは、自分を大切にする行動です。

○もし、友達がつらそうにしていたら

あなたの隣にいる友だちも、かけがえのない大切な存在です。

もし、友達がつらそうにしていたら「どうしたの？」などと言葉をかけて、友達

の話^{はなし}を、よく聞いてあげてください。

そして、友達^{ともだち}の気持ち^{きもち}が落ち着いたら、信頼^{しんらい}できる大人^{おとな}を一緒^{いっしょ}に探^{さが}しましょう。

もし、「誰^{だれ}にも言^いわないで。」と言^いわれたら、「自分^{じぶん}たちだけでは解決^{かいげつ}できないから、一緒^{いっしょ}に誰^{だれ}かに相談^{そうだん}しよう。」と伝^{つた}えて、信頼^{しんらい}できる大人^{おとな}のところに一緒^{いっしょ}に行^いってあげましょう。

どうか、一人^{ひとり}で悩み^{なや}を抱^{かか}えないでください。

少し^{すこ}だけ勇気^{ゆうき}を出^だして、身近^{みぢか}にいる大人^{おとな}に話^{はな}してみてください。

あなたの思い^{おも}を受け止^とめてくれる信頼^{しんらい}できる大人^{おとな}は必^{かな}ずいます。

平成 30 年 2 月

東京都教育委員会

このメッセージは、電子データにして都立学校及び区市町村教育委員会を通して区市町村立小・中学校に送信をいたします。メッセージの伝え方としましては、校長講話、学校だより、学年集会、学級指導、保護者会、メッセージの掲示、メッセージの配布など、各学校の校長先生がその実態に応じて適切と判断する方法で平成29年度末を目途に児童・生徒、保護者への確実な周知を依頼いたします。

また、東京都教育委員会のホームページにも掲載したいと考えております。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 今のDVD、その他、それから今のメッセージも大変結構なことだと思いますし、是非それを進めていただきたいと思うのです。ただ、教育委員会として考える場合に、今の世の中の実情から考えると、これによってゼロになるのだ、あるいはゼロにするのだと思ひ込み過ぎるというのは危険だと思うのです。その場合には、こういう対策をし、こういうメッセージを発していても何で1件出たのだというようなことになる。

だから、こういうことをやったから、例えば何もやらなかった時はこれぐらいだと、これは分からないですよ。だけれども、これでとどまったというようなレベル

で、決して逃げるつもりではないのですけれども、世の中的な現実からいうと、これは絶対必要なことなのですよ。絶対必要なことなのだけれども、これをやればゼロになるということではないということは、我々教育委員として、少なくとも私は思っておきたいと思っています。

こういうツールがある、あるいはこういうメッセージを発することによってこういうことがあるのだ、例えば相談する場所があるのだと知らなかった子供たちが一人でも知ることになるというのは本当に大切なことだと思うのです。私自身の経験で言うと、都立高校に通っていた時に亡くなった方がいました。受験競争なのか家庭の事情なのかよく分からないのですけれども、個人的な経験でいけば、声を掛けられないのですよね。何なんだろうかなと思いつつも声を掛けられない。だから、その時には、もう大分昔のことですので、こういうようなケアも何もなかったですから、あのときこういうものがあれば、あいつはあそこに相談に行けばよかったのになと、今これを見ていて思ったのです。

冒頭申し上げましたように、これがあるからゼロにはならないということも我々は頭の中に置いておかなければならない。だけれども、何もしなかったらもっと増えてしまうかもしれないという思いで、これを伺っておりました。御苦勞様でした。よろしく申し上げます。

【指導部長】 私どももこれで全て解決するとは思っていません。とても難しい問題だと思いますが、でも、教育委員会として、それから学校として、やらなければならないことはいろいろあるだろうと。それをあらゆることをやっていくということが必要で、そこでまた様々なところと連携していくことも必要で、その第一歩だと思っています。

【秋山委員】 子供たちにメッセージを投げ掛けていただいて、子供たちの声を聞いてもらうという取組として、私はとてもすばらしいと思います。この子供たちが声を発した時に受け取る側が、やはりその体制をしっかりととっておくというのが必要で、重点の4と重点の5、保護者の理解と協力を得ることと、地域、関係機関と連携を取るということが私は大事じゃないかと思います。特に家庭の問題というところが大きいと思いますので、そこもしっかりと支えられるような取組にしていっ

ていただきたいと思います。

【指導部長】 この重点の1から6は全て大事なわけですが、委員御指摘のように、重点の4、重点の5、こういったところとの連携が不可欠だと思いますので、保護者会ですとかということで学校からも発信したいと思いますし、それから様々な関係機関とも連携しながら、いろいろな側面からやっていきたいと思います。

【宮崎委員】 子供たちにとっては、周囲の大人が必死になって自分たちのことを思ってくれているのだということが伝わるのが大事だと思うのです。中身がどういうマニュアルかとか、どんな形かというよりは、思ってくれている、考えてくれているということが伝わるのが、そのこと自身が大切なのではないかと思いますので、取組というのは、さっき遠藤委員からもありましたが、これをやったからどうなるとか、何をすれば減るとか、そういうことではなくて、熱意をずっといかに子供に伝えるかということで進んでいければと思うのです。ただ、その時に、一つは、本当に悩んでいる子は、どんな事業をやっても、書ける子はまだ救えるのです。書けたり、発表したり、話せる子はまだいいと思うのですが、これをできない子が残念なことになってしまうということになると思うので、そういう子をどう救うかと考えると、やはり一人一人にどう届かせるか。メッセージを配るのが一人一人に届くように配っていただきたいと思うのですが、せっかく一生懸命書いている文章ですから、最後に連絡先、これを読んで、もういよいよという時は、ここにかければ必ず誰かにつながりますというのでも、連絡先を1行、1枚紙で、皆さんへ、自分を大切にというのを配りますよね。同じページに連絡先を入れておいていただくというのでも、一つの工夫ではないかと思います。たくさん入れると、またどれを選んでいいか分からないので、これを読んだ子が、ここにかけると相談できるという窓口みたいなものを考えていただくといいかと思います。

【指導部長】 子供たちに、連絡先は年3回、カードにして送っていますが、例えば、東京都教育相談センターの連絡先を入れるということはあるかと思うので、それを例えば教育相談センターという形で入れさせていただければと思います。

【宮崎委員】 受け止め先が全然書いていないと、本当にそうかしらというところがあるので、是非お願いします。

【山口委員】 非常に大切な取組だと思うのですが、1点、思春期の子供たちが自殺に向かってしまうということと言うと、不安を抱えているとか、あるいは何か問題が継続的にどうか、持続的にあるという子は周囲も気づきやすいし、対処の仕方もしかしたらあるかもしれないのですが、思春期は非常にアンバランスなので、突発的というところが、私は原因としては幾つかあるのかなと思うのです。周囲から見ていて何でという、何であの子がという、昨日まではということがありますよね。

ですから、子供たちにも、教員の皆様にもそうですけれども、前提として、やはりあの子は強いとか弱いとか、大丈夫だとかということを取り除くマインドがまず必要なのではないかと思います。どうしてもバイアスをかけて、あの子は大丈夫かなという子には声を掛けるけれども、いつも元気で明るくてという子は、ついつい見逃しがちです。本人としても多分そうだと思うのです。

ですから、みんながそういう、急に落ち込んでしまったり、急に悲しくなったりという、それが多分思春期だと思うので、そのところもしかしたら書いてあるのかもしれないのですけれども、是非その辺りも皆様に周知していただいとすることが大事なのかと思います。

【指導部長】 そのような事例は随分あると思います。そのために学校が、いろいろな立場の方が協力するということが重要だと思いますので、是非今の観点を重視していきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、議案の方でございますが、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ――それでは、議案につきまして原案のとおり承認を頂きました。

また、報告事項（1）につきまして報告として承りました。

議 案

平成29年度東京都指定文化財の指定について

【教育長】 次に、第14号議案、平成29年度東京都指定文化財の指定について、地域教育支援部長、説明をお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、議案第14号になります。平成29年度東京都指定文化財の指定についてということでございます。

本件は、平成29年12月14日の教育委員会で御審議いただき、東京都文化財保護審議会に対し諮問した案件でございます。平成30年2月7日にその審議会の方で答申が出されましたので、新しい指定3件につきまして、その指定の理由を中心に説明させていただきたいと思っております。新たに指定するものは、ここに掲げる3点でございます。

具体的に言いますと、一つが旧粕谷家住宅ということで、板橋区にございまして、所有者は板橋区ほかでございます。

場所としましては、高島平の南側に位置しております。

指定の理由としましては、まず一つ目が、享保8年の建築と分かるということで、都内で最古級の古民家になります。右側に写真がありますが、これが柱の中から見つかった墨書でございまして、ここに「享保八年」と明記されてございまして、これで建築年代を特定しております。

指定の理由の2点目としては、関東地方における古民家の特徴をよく備えていることと、3点目としまして、格式を高めるための技法などを取り入れた初期の例ということでございます。

指定の理由の二つ目の関東地方における古民家の特徴でございますが、ここに写真を掲載しております。家の中心に広いヒロマを持ち、土間の境に3本の大黒柱を有し、肘掛格子窓の形式、押板などがあるということが特徴になっております。

3点目の指定理由であります格式を高めるための技法ということで、こちらの方も写真で示させていただいておりますが、上手の2室を続き間としたり、社寺の要素でもあります先端に繰型を入れたり、軒先に強い反りを入れたりということとか、トコというものを設けたりという形を残しているものでございます。

二つ目の指定案件でございますが、熊川の南稻荷講膳椀及び膳椀倉でございます。

これは福生市にございまして、駅としましては拝島駅でございます。拝島駅の西側になります。

講というのは、信仰や相互扶助を目的とする住民の団体、集まりのことをいまして、この南稻荷講自体は寛政12年、1800年にその講があったという存在を示す記録が残っております。その講が使っていた、いろいろな行事の時に共有していたお椀とか膳が、右下にあります膳椀倉の中に収納されております。

指定理由としましては、生きた民俗資料ということで、稻荷神社の祭礼、初午で実際に使われていたりというふうなことを今でも行っているものでございます。

三つ目でございますが、狐塚古墳（下布田6号墳）でございます。

場所としましては、布田駅、調布駅の近くでございますが、星印の場所になります。その南側に国史跡の下布田遺跡、これは縄文時代の遺跡ですが、そちらの方もそのような場所でございます。

実際は、古墳ですので円形の円墳と確認されておりますが、指定の範囲は、ここに四角で囲っている部分が指定の範囲となります。

指定理由でございますが、古墳時代終末期の多摩川中流域における最初のこの地域の首長墓であること、都内最大級の円墳、直径が44メートルというものが指定理由になっております。

指定の理由としましては、ここに掲げている2点でございまして、特徴としましては、石室の全景が羽子板型になっているのが分かるかと思えます。左側から御遺体を入れていくのですけれども、一番奥のところは切り石でつくられているということで、そういったところから首長墓ではないかということが言われているということでございます。同時に、この石室の中からは大刀が出ておりまして、その大刀の長さも、この多摩川の流域では最長という形になっております。

以上が指定の理由でございます。

この3件を新たに都の指定文化財としたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして御意見・御質問がございましたらお願い

いたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 —— では、本件につきまして原案のとおり承認を頂きました。

(2) 「地域と学校の協働」を推進する方策—中間のまとめ—について

【教育長】 次に、報告事項(2)「地域と学校の協働」を推進する方策—中間のまとめ—についてを地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、続きまして報告資料(2)を御覧ください。

「地域と学校の協働」を推進する方策について—中間まとめ—(概要)でございます。

これは、東京都生涯学習審議会の中間のまとめとなります。この審議会でございますが、平成29年7月に発足しまして、これまでに6回開催してまいりました。審議テーマは記載のとおりでございますが、この審議会自体、2年間の期間を持っておりますが、前半の今年度につきましては義務教育段階に焦点を当てて審議をしていただいております。今回の結果は、そういう意味で、小・中学校を中心とした議論でまとめております。

全体の章構成は記載のとおりで、5章構成になっております。章ごとに、そのポイントについて御説明したいと思います。

まず第1章「地域と学校の連携をめぐる状況」でございますが、昨今の社会状況の変化を受けまして、家庭環境の部分で基本的な生活習慣を培う家庭の在り方も随分変化してきていると。学校が対応する課題も複雑化・困難化しており、学校だけではなかなか子供たちの教育というのは難しくなっていることも御承知のとおりだと思います。そうしたことから、学校・家庭・地域住民等の連携による社会総がかりの取組が必要ということが記載されております。

国が目指すこれに関しての方向性ですが、「地域とともにある学校づくり」というものを掲げておりまして、一つは、地域学校協働活動、この活動につきましては、地

域全体で子供たちの学びや成長を支える活動ということで、そうした活動を行う仕組みとして地域学校協働本部を導入していこうという方向性を国は出しております。もう一つがコミュニティ・スクールということで、学校運営協議会制度、これは地教行法の一部改正もありましたけれども、設置が努力義務化されているという状況にあります。

第2章でございますが、「都における地域と学校の連携の現状と課題」ということになります。

まず、学校区レベルの取組ということで、これは三つ大きく展開をされております。一つが学校支援地域本部事業、一つが放課後子供教室推進事業、もう一つが地域未来塾ということでございます。それぞれ事業ごとに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターというのが配置されておまして、それぞれに活動が展開されております。この学校と地域をつなぐコーディネーターというのは、PTAのOBやOGの方になっておられることが多くございます。

主にその三つが展開されているのですが、一つの学校支援地域本部事業というのは、学校の求めに応じて必要な支援を行っていくというもの、放課後子供教室は放課後の子供の居場所づくり、地域未来塾は放課後の子供たちの学習支援ということで展開されておまして、それぞれに成果もあるのですけれども、課題も抱えているという状況にあります。

一方で、東京都レベルの地域と学校の連携を目指した取組としましては、地域教育推進ネットワーク協議会というものを東京都は持っておりまして、企業、大学、NPO等の方に御参加いただいて、様々な教育プログラムの御提供をいただいております。現在、533団体が加盟されております。そうした方々が、右の円グラフにありますような分野の教育プログラムを提供しているということでございます。こうした企業プログラムを学校で活用するということは、子供たちの学習の動機付けにもなるとともに、感動を通じた学びという成果もあるのですけれども、課題としては、やはり企業が提供するプログラムと学校が求めるニーズがなかなかマッチングしないといったところがあります。

そういった状況にある中、今後どういうふうに展開していくかということで、第3

章「今後東京都が目指すべき『地域学校協働活動』の在り方」ということで記載しております。この章では、まず、地域学校協働活動が目指すものとして、地域と学校がパートナーシップを構築して、地域と社会の担い手となる人材をともに育成し、持続可能な地域づくりを推進していく、そうしたものを目指すために展開していこうというふうに考えております。それぞれにこの活動、学校側からの意義と地域側からの意義ということがありまして、学校側からの意義としましては、学校での学びに現実の社会とのつながりを持たせるといふ、多様な学びの創出をしていくという意義があるとともに、地域の方に御支援いただくということなので、学校運営に対する理解も深まっていくのではないかと。地域側から見れば、地域の住民の生きがいづくりや生涯学習の機会の充実にもなるだろうと。

こういった活動がもたらす効果ですが、子供たちにとっての効果としては、豊かな学びの実現とコミュニケーション能力や思いやりの心の醸成が図れるのではないかと。保護者への効果としては、やはり保護者自身の地域との交流の促進や、子育てに悩みを持つ保護者が相談できる環境を作っていくこともできるのではないかとということに記載しております。

こうした活動をどうやって展開していくのかということですが、まず最初に地域と学校が子供の育成目標について共通の認識を持つことが重要と。その上で展開していく一つのプロセスとして、現状はそれぞれのコーディネーターが個別に活動しているという状況から、地域コーディネーターを中心にしながら活動を段階的に展開させて参加する住民を増やしていったらどうかということを示しております。

その方策ですが、日々いろいろな支援が実際学校で行われておりますので、そういった支援を積み重ねながら、実際住民の参加を増やしていく、後はコーディネーターが様々おりますので、そうしたコーディネーターの相互の連携、地域資源の共有化による活動の充実を図りながら、地域学校協働活動の充実を図り、継続的で安定的な活動へしていくというプロセスがあります。そういった活動を充実させていく中で、地域学校協働本部という仕組みも併せて充実が図っていけるのではないかとしております。

その活動を支える人材づくりというのが一つポイントになってまいります。今、学

校区単位で配置されている地域コーディネーターの活動を充実させていくということがまず大事であります、そのために統括コーディネーターというものを区市町村単位で新設してはどうかという提言がなされております。これは、地域コーディネーターの活動を、学校単位での活動を支援していく。新たな手法を開発したり、地域資源の掘り起こしをしたりということの役割を担っていく人として想定しております。

こうした人材を支えるというか、一緒にやっていくパートナーとして学校と区市町村があるわけですが、学校の役割としましては、地域コーディネーターを学校運営のパートナーとして位置付け、教育活動を充実していくこと、区市町村教育委員会の役割としては、地域と学校の協働に向けた明確な方針を提示し、地域コーディネーターを育成していくこと、そして多様な世代の地域住民の教育参加や参画を促進していくことが掲げられております。

第4章「ネットワーク協議会による企業や大学・NPO等の教育支援の充実方策」でございます。ネットワーク協議会で提供していく様々な企業等から頂くプログラムを学校に入れていくためには、ここに掲げる①から④までの視点が重要という御指摘をいただいております。学校、企業の双方のニーズをきちんとつかんだ上で、学校が求める支援の分野を企業に向け発信する。そして学校が利用しやすいよう、企業が持つ教育資源の活用の在り方について、企業側に助言していくことなどがございます。

こうした機能、役割を果たしていくために新たにプログラムアドバイザーを新設しようという提言があります。そうしたプログラムアドバイザーが企業と学校側との橋渡しをすることで、学校への様々なプログラムの導入を促進していこうというものでございます。このプログラムアドバイザーが支援する分野として、こちら四つ例示を挙げておりますが、例えば、教科学習への支援であるとか、部活動への支援などの例がこちらでは記載されております。

最後に第5章として「東京都教育委員会に求められる役割」ということで、こうしたネットワーク協議会の機能の見直しを行ったり、区市町村のコーディネーターへの研修や相互研鑽^{きんけん}の機会を提供していくことが重要であると示されております。

最後に、今回の提言を現行と提言後ということで比較した表でございます。各学校区というところを見ていただきますと、今個々に行われているそれぞれの三つの活動

が、右側にいきますと一つの地域学校協働本部の中で地域学校協働活動という中に入ってくる。そのためには個々のコーディネーターのネットワークをもっとしっかりとって活動を充実させていこうということでございます。活動の一体化と、それによって活動を継続的に、安定的に進める仕組みを構築していこうと。

区市町村の方には統括コーディネーターということで、地域の学校を支える機能を新設する。東京都の方にはプログラムアドバイザーということで、学校と企業や大学等のプログラムの橋渡しをする機能を新設するというふうなことの御提言を頂いております。

説明は以上でございますが、今後、生涯学習審議会としましては残り1年任期がございますので、今後は都立学校における地域と学校の協働の在り方について検討して、平成30年度中に最終的な建議をまとめてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 学校、家庭、地域、3点で総ぐるみで子供を育てるということで、いかに地域との連携をするか、非常に一生懸命考えていただいていると思うのですが、先ほどの最初の議題の、子供が自分の命をいかに大切にできるかということに対して地域がどう貢献できるかというテーマがありました。あの中にも1項目立てであったのですが、そこの連携、個別の施策が横並びになるのではなくて、リンクしているという部分ですよね。子供の自殺防止という部分がこの中からどう読み取ればいいのか、それに地域がどう役立つかということ、そういう部分をちょっと伺いたい。

もう一つは、コーディネーターというのはどういう方が当たられるのかという具体的な質問です。

【地域教育支援部長】 1点目ですけれども、先ほどの自殺との絡みということで、今後、生涯学習審議会では、地域の学校と基本的な考え方をまず御議論いただいております。恐らくこれを各実際にやっていく段になりますと、各地区それぞれの特徴、特徴が様々反映された活動が展開されていくと思いますので、当然そうしたものも含めて、子供の見守りですとか、相談機能であるとか、実際にそういうところも地

区では持っているところもありますので、基本的にはこの考え方のもと、後は各区市町村が特色を生かしていただけるという整理では考えております。

【宮崎委員】 その時に、より分かりやすいように、例えば各施策をどうつなぐかというナレッジマップのようなものがあって、ここに突き当たったらこちらに飛ぶとか、そういうものも必要かなと思いますので。

【地域教育支援部長】 この審議会のまとめというよりも、私どもがこの審議会の答申を受けて各地区に説明する際に、そうした視点とか取組も含めて紹介していくような形をとっていきたいと思っております。

それから、2点目のコーディネーターですが、これはPTAのOBであるとかOGですとか、自治会の方であるとか、学校に熱心に関わってくださっているような方々がなったださっていることが多いです。

【宮崎委員】 任命とか資格とか、そういうことは。

【地域教育支援部長】 特段それは、各地区で非常勤でお願いしたり、報償費でお願いしたりと、いろいろ地区によって任用体系は違いますけれども、資格等は特段ないです。

【宮崎委員】 分かりました。各学校がその学校独自の特徴、特性を出して輝いていくというのは大変素晴らしいと思うのですが、同時に、全体の調和のようなことも、コーディネーターの在り方などに関しても大きく見守る部分も必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

【遠藤委員】 この間、東京都から災害に関するハザードマップみたいなものが改めて発表されましたけれども、災害対応という観点からも地域と学校との連携というのは極めて重要ですので、こうした取組をされるというのは非常に結構なこと。ここに書いてあることは、お題目としていろいろ書いてあって、それはそれで結構だし、このとおりだと思います。

ただ、今実際に東京の小学校、中学校の地域と学校との具体的なつながりというものを考えていった場合に、本当にそうなっているのかというのを、私は前からこの委員会でも疑問を呈してきたところなんです。ですから、学校と子供たち、地域、これが本当に一体となって、日頃授業あるいは地域活動をやっているかどうかということをし

っかりともう一度見ていく必要があると思います。僕はこれはすばらしいと思うのです。このとおりいかなきゃいけないと思っています。だけれども、現実にこれが実現できるのかということになると、今の状況ではなかなか難しいのではないかという疑問を持っております。

それから、私自身も企業の立場で、例えば、第2章の現在の課題のところ「学校支援地域本部導入の必要性が学校に伝わっていない」というのが課題として挙げられていますけれども、現実に私自身が学校の現場に出ていった時に、それが伝わっていないという経験を何回もしております。私が子供たちに話をしている時は、学校の先生はそっぽを向いているというのも現実にございました。

したがって、ここは課題として取り上げているわけですので、これを学校側も地域との連携ということを理解しなければいけないという意味で、ここに課題として書いていると理解しておりますので、これは今後改善されていくのだろうと思っております。

それから、宮崎委員から御指摘の自殺防止との観点、これも本当に大事であって、私は自分の住んでいるところで、地域コーディネーターという、そんな横文字の名前じゃないですけれども、町内会の副会長として朝晩の見守りとかを時間のある時にやっていると、親や学校が気付かないことというのは地元のおじいさん、おばあさんが見ていると分かることがある。注意をすると、「うるせえ」とか言われるのですけれども、それはそれで、ものすごく子供たちは親しみを言って言っている。親が言ってくれないことを、このおじいさん、おばあさんは言ってくれるなという意味では。

だけれども、そういう中で、確かに宮崎委員が言われるように、自殺とか何かという観点が見える場合があるのかもしれない。このところは、よりそういう問題意識も含めて、自殺防止と地域との連携との関連性を密接にしていく必要があるのかと思っております。これ自体は非常に結構だと思いますので、これを実効あるものにしていただきたいという、その枠組み、ハードとソフトがあると思うのですけれども、これをしっかりとまた作り上げるように努力していただければと思います。よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 委員御指摘のような現状があるのは事実でございますの

で、生涯学習審議会の方に、この在り方について改めて御審議いただいたというところもございます。今後、このまとめを基に、区市町村に基本的な考え方は示すのですが、区市町村ごとに様々な事情もありますので、それぞれの事情を見ながら、しっかりこの連携が進むように、私としても取り組んでまいりたいと考えております。

【秋山委員】 この運用に当たっての質問なのですが、このコーディネーター、それからプログラムアドバイザーができることによって、地域、それから企業からの窓口が一本化されたと考えてよろしいでしょうか。そうすると、それを受け取る、やりとりをする学校側にも窓口がある。その窓口になる先生方の御負担は軽くなるのか、重くなるのか、そのあたりがどうなるか教えてください。

【地域教育支援部長】 確かに窓口が一本化されるというのはありますが、委員御指摘の学校の方での窓口というのは、働き方改革の状況も、先生たちの勤務状況もありますので、一概になかなか今、基本的には副校長先生が対応していらっしゃる例が多いかと思います。ただ、うまくいっている自治体を見ますと、このコーディネーターがかなり学校の中に入っていていただくことで、実際の教員の個々のニーズを拾い上げてうまくまとめてくださるといふところもありますので、私どもとしては、そういった意味でのパートナーである地域コーディネーターというのを目指していければいいのかなと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(3) 平成29年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

【教育長】 次に、報告事項(3)平成29年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 調査結果について御報告申し上げます。この調査でございますけれども、国は平成20年度から小5と中2が悉皆、高校は抽出で行っております。

す。東京都は平成23年度から全ての児童・生徒を対象として行っております。

調査内容について、上の（3）「調査内容」がありますが、まず、児童・生徒に関する調査と、学校に対する質問紙調査があります。児童・生徒については、実際の体力、運動の調査、そして質問紙調査がございます。

それでは結果の概要ですが、まず小中高でそれぞれのボックスのところの左側に小学校八角形、中高は九角形の枠があって、小学校の外枠の八角形は、アクティブプランの目標としている全国の上位の値です。それに対して小学校がどれだけ近づいているかという形です。

中学校、高校につきましては、全国の平均値について、中に入っているのが、実線が男子、点線が女子なのですが、全ての校種で共通しているのが、やはり小学校のソフトボール投げ、中高のハンドボール投げの投げる力と、また、20メートルのシャトルランが、少し値が良くないということであります。特にまた中学校、高校につきましては握力が弱く、毎年の傾向です。

ただ、右側の昨年と比べてどうかというところで見ると、高校の男子は少し昨年と比べて悪いのですが、特に小5、中2、高2の女子は昨年度に比べてかなり良くなっています。これは全国的な傾向で、今年度の女子は全国的に体力が非常に上がっている傾向があります。

そして、その下が、実はこの各校種の折れ線グラフが、東京都が全校^{しっかい}で行いました平成23年度のときの値で、この棒グラフが今年度です。平成23年度に調査を始めたときよりも、この棒グラフの山が右にずれてきています。これは実際に底上げが行われている結果です。

少し細かく、3枚目の資料で見たいのですが、資料の一番上です。右側は東京都の都道府県別の順位なのですが、この順位で見ますと、一番下の中学校の男子が47位であったところが、この2年間ぐらい、また女子の方も上がっているということがあります。小学校の方も全国の中では47都道府県の中で上なのです。ただ、別に競争しているわけでもございませんし、それから、0.1、0.2の違いで順位というのは変わってきます。私どもが注目しているのは、左側の点線で太く0.0の全国平均に対して子供たちがどういう推移をしているかというところを重視しています。これで見ますと、

やはり小学校では男子が平成24年度に全国平均、それから上がっています。女子は平成25年度に全国平均になって上がっています。

中学校の方、下の方の中学校の男子、女子ですが、平成20年度、国が始まってからは低かったのですが、少しずつ平均値に近づいていっている。私どものアクティブプランの目標というのが、先ほど申し上げましたが、中学校、高校につきましては全国平均になるというのが平成32年まで、2020年までに目標としているところです。今までの御説明ではかなりいい状況であるという御説明をさせていただきましたが、やはり課題はございます。

1枚資料を戻ります。大きく分けまして二つの課題があります。まず、(4)の「総合評価の推移」ですが、一番左がA、B、C、D、EでAが一番いい結果なのですが、左からA、B、Cについてはだんだん増えているのですけれども、中学校2年の男子も女子も、一番右側にあるE層がやはり減っていない。これはやはり第1の課題になりますが、二極化傾向がはっきりしている。だんだんと運動能力が高まっている一方、全く変わらない層がいるということです。

次の下の(5)ですが、「運動習慣の状況」というところで、左のグラフなのですが、縦軸にA、B、C、D、Eをとって、横軸に、これは運動する時間をとっています。つまり、A、一番いい成績を取る子たちは、やはり2時間以上運動をしている子が多いです。これは当然のことだと思うのですが、その右側の表を御覧ください。子供たちが1日の中でどのぐらい運動しているかという図です。2時間以上運動している子は増えているのですが、これは中学校2年生女子なのですが、一番右の30分未満という子供たちがずっと平成23年度から30%の子供たち、つまり運動しない層というのがあります。先ほどは二極化という話をしましたが、中学生になるとがくっと運動量が減ります。これは東京都の大きな特徴でございまして、小学生は、小学校の時に運動する量というのは全国平均を上回っています。ところが、中学校になると、男子も女子もなのですが、非常に運動量が減っていくということがございます。

そうした大きな二つの二極化と運動量の少なさに対してどう取り組んでいくかというところが(6)で、やはり各学校危機感を持っていろいろな形で考えて実践しています。これが(6)ですが、体育の授業以外にいろいろな取組をしていますかという

学校に対する問いなのですけれども、平成23年度から比べて、だんだんと左の方がやっていますよというところで、各校種でどんどん増えてきています。

その結果ですが、(7)、わずかかかもしれませんけれども、東京都で各中学校、小学校1週間の運動時間というのがだんだんと増えていっています。その結果、全体の平均も良くなってきたのだらうと思うのです。

具体的にどのような取組をやっているのかというので、もう1回3枚目なのですが、真ん中の「中学校の体力向上に効果のあった取組」というところで、例えば幾つか例があるのですが、今三つあります。校内で駅伝大会などを行っている、また、マラソン大会などを行っている、それから、その隣で、キンボールという競技があるのですけれども、4人1組で、このボールをばあんと打ち上げてキャッチする。うまくキャッチできなければほかに点が入る。それから、一番右なのですが、チューブを使って体幹を鍛えるトレーニング、こういうことをやっています。これは今、体操着を着ているのですが、体育の時間ではなくて朝の時間とか昼休みを使ってやっています。こういったところが非常に広まっているのですが、平成30年度、東京都教育委員会として二つの重点的な取組を考えております。

まず1点目は、来年度3年目の指定になりますアクティブライフ、小学校の20校、それからスーパーアクティブスクール、中学校62校がいろいろな取組をしてくれているので、その研究発表会を考えています。今、右のところに、囲いのところでデータがあるのですが、中学校2年生ですと、スーパーアクティブスクール、62校の子供たちの今年度の平均値は、やはり東京都の平均値と比べてかなり上がっています。かなりいろいろな取組をしていることによって体力が上がっています。

具体的にどのような取組をしているかというところで、右側に4点ありますが、特に上から三つ目、運動が苦手な生徒等を対象とした体力向上部、体力向上部という言い方ではなくていろいろな言い方があるのですが、いわゆる運動部と文化部の間といますか、運動が苦手な子、その子たちにあまり過度な負担を掛けないような、どちらかといえば緩い運動をやってみようよという形で放課後集めて、そういった取組がだんだん広がっています。

そしてもう一つ、体育的活動の工夫とあるのですが、これも先ほど上の写真で御説

明いたしましたけれども、朝の時間だとか昼休みを使い、例えばランニングをしたり、ウォーキングをしたり、そのような授業や部活動以外の、こういった活動をどんどんスーパーアクティブスクールなどでやっています。そういったところを広めていくということと、もう一つ、一番最後、家庭との連携、地域人材の活用、外部との連携なのですが、やはり運動というのは、ただ単に運動すればいいということではなくて、健康の3原則の運動と栄養と睡眠があるわけで、保護者対象に、生活習慣病や、どれだけ栄養や睡眠が大切なのか、そういったことを保護者会ですとか講演会をしている取組があります。

また、地域人材ですけれども、例えば地域にダンスを教えているグループがあるとすると、その地域の方たちが来て子供たちにダンスを教える、また、外部との連携では、地域にある大学の先生に講演をしてもらったり、大学生に入ってもらったりといった取組があります。こういった取組で、右の図にありますように効果が出ているわけなので、これをスーパーアクティブスクール以外の学校にどんどんまず広めていく、それが1点目です。

2点目なのですが、もう一つ、体育テストの効果的な実施、それから結果活用の更なる充実というところで3点あります。

まず、子供たちに、体力テストは毎年この時期になったらやるだけではなく、どのような意味があるのかということ丁寧の説明し、一人一人、今年はここを頑張るぞという目標を立てていく。また、実施するときも、よく4月の健康診断の裏番組といいますか、同時でやっていくというのがあるのですが、そうすると、どうしても実施の仕方が雑になってしまいますので、丁寧にやっていくということの必要があると思います。

それから、結果を子供たちに返すときも、「はい、結果が来たよ」ではなくて、子供たちが自分で立てた目標に対してどれだけ頑張れたか、一人一人丁寧に具体的に評価してあげることが子供たちの意欲が向上します。特に3点目ですが、運動が苦手な子たち、その子たちに対しては声を掛けて個別に、例えば昼だとか朝、それから放課後の体力向上部に参加してみないというような形で声を掛けていくことが必要だということを、今後、体育担当の指導主事連絡会や、体育主任の連絡協議会を通じて広げ

ていきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【山口委員】 改善も見られているということで、取り組んだ成果は確実に出ていくという気はしますが、これは教育委員会だけのことでは多分難しいと思うのですが、学校にいる間は、逆にこういう取組をさせていけるのですが、今はやはり生涯スポーツとか、健康寿命を延ばすとか、そういったこともあるわけなのですが、やはり先ほど言われたように子供たちが健康とか体力というものをどう捉えて、自発的に必要だということを認識するかということ難しいのです。年をとってくると健康不安が出てくるので、言われなくてもやるしかないとか、割と頑張るのですがけれども、子供たちは根拠のない自信をみんな持っているので、みんな大丈夫だと思っている子たちに頑張れと言ってもなかなか難しいので、ここをどのようにさせるかなということが一つあると思います。

それから、私たち世代と違うのは、圧倒的に外遊びが少なくなっています。学校では、逆に言えば校庭もあるし、場所もあるからやらせようと思えばできるけれども、学校を離れてしまうと、あるいは長期休暇の間というところが難しいので、ここをどうするかというところがあると思います。ここはそれこそ教育委員会の所管じゃないかもしれないのですが、やれる場所がやはり減っていますよね。公園とかへ行っても、ボールを投げるな、声を出すな、遊ぶなみたいな、遊ぶなとは書いていないかもしれないですけども、本当に公園でもゲームをやるしかないよねみたいなところが少くないので、その辺りはやはり社会が子供を育てていく、健康で丈夫な子供たちを育てていくという観点から、何か東京都として教育委員会から提案して、やり方ですよね、その辺をちょっと折り合いをつけて、それこそ地域住民の方々と折り合いをつけながら何とかしていかないと、ますます学校に入る前の子供たちも遊べないですから、その辺りも少し検討課題として取り組んでいく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いします。

【指導推進担当部長】 1点目のところは、我々も議論している中で、本当に今の

子供たちが実際に健康について考える機会がなかなかありません。元気ですから。ただ、そこで小学校20校でやっているアクティブライフのところで、やはりそこで健康3原則で睡眠ですとか、栄養のこと、そこで今小さいうちからきちんとそういったことをやっていかないと将来どういうことになってしまうのか、そういう研究をしながらまた広めていったり、また、先ほども申し上げましたけれども、保護者会等で、やはり家庭の御協力が絶対必要なことだと思いますので、そこについても今研究を進めているところです。

2点目で、子供たちの体力、東京都もそうなのですが、実はこれは全国で見ますと、大都市がやはり体力が低いという傾向が見られます。いろいろあるのですが、その中の一つは、公園で体を動かす場所もないというところがあるのかと思いますし、また東京都はちょっと残念ながら全国に比べますと、中学校の運動部活動の加入率が男子では9%、女子では5%ぐらい低くなっています。

ですから、授業が終わった後の、そういったところも含めてなのですから、委員がおっしゃったように、それ以外の地域の中でどのような形で運動できるような環境を整えていくかは、また検討させていただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(4) 平成30年度教育庁主要施策について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成30年度教育庁主要施策について、教育政策担当部長、説明をお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、平成30年度主要施策でございますが、前回の教育委員会で平成30年度の教育庁所管の予算等を御説明させていただきました。その際、新規事業ですとか拡充事業も御説明させていただきましたが、そういったものを反映させたものでございます。

それでは、報告資料(4)に基づきまして主要施策について御説明させていただきます

ます。

まず左側、1の「教育庁主要施策に関わる基本的な考え方」でございます。教育庁主要施策とは、東京都教育委員会がその年度に重点的に取り組む施策を定めたものでございます。主要施策を決定・公表する意義といたしまして、東京都全体の教育振興を図ること、それから、都民等に周知して関心を高めることにより、都民・学校・関係諸機関が一体となった取組を支援すること、それから、点検、評価を実施する対象として体系化をすることにより、施策の改善・充実を図ることの3点を示してございます。

右側、「2 教育庁主要施策と『東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）』との関係について」でございます。東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）の基本理念、「7の柱・10の取組の方向」に、平成30年度は今年度と同様の26の主要施策を位置付けてございます。

次ページを御覧ください。今申し上げました七つの柱、10の取組の方向、26の主要施策に、それに基づく具体的な主要施策項目を示しました体系図でございます。主要施策項目につきましては、平成30年度は平成29年度より2項目多い62の項目を位置付けております。平成30年度に新たに追加した項目でございますが、「主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」の中に、「7 AI時代における教育の推進」としてプログラミング教育に関する内容をお示ししました。

また、次ページでございますけれども、「主要施策22 学校の教育環境整備」の中に、「6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討」として、外部人材の確保等に向けた支援の検討に関する内容を示しました。

その他、平成29年度から更に内容の充実を図った施策につきましては、主要施策項目の修正をしているところでございます。具体的な平成30年度の主要施策の主な取組について、配布させていただいています冊子に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

「平成30年度教育庁主要施策」の冊子の8ページをまずお開き願いたいと思っております。平成30年度に新たに加えました「主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」の「7 AI時代における教育の推進」でございます。児童がプログラミングを

体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を推進するため、都内公立小学校においてプログラミング教育推進校を75校指定します。そして、企業等と効果的に連携した取組を促し、指導計画や実践事例の開発・普及を図ってまいります。

次に、少し飛びますが、21ページをお開き願います。「主要施策10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築」の「1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進」でございます。就学前教育の質の向上のため、都教育委員会が作成いたしました「就学前教育カリキュラム改訂版」等の活用を促進しますとともに、今年度実施いたしました小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会の提言を受け、教育課程等の具体的な効果検証方法等を明らかにするためのモデル事業の実施に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、少し飛びますが、37ページをお開き願います。「主要施策21 学校運営力の向上」の「1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実」でございます。こちらも前回の教育委員会で学校における働き方改革推進プランを策定したところでございます。都立学校における働き方改革を着実に推進しますとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定や取組への支援等を進めます。具体的には、集団の主要事務事業（例）に示しました各事業を進めていくこととしております。

続きまして、39ページをお開き願います。「主要施策22 学校の教育環境整備」の「4 ICT環境整備の更なる推進」でございます。小・中学校のタブレット端末1人1台といった学習環境整備の考え方を踏まえ、ICT機器の活用や効果についての検討を行い、実証研究につなげてまいります。また、都立学校でも学習意欲の向上や個に応じた学習に向けて更なるICT環境の充実を図りますとともに、将来、AIやビッグデータ等のICT技術による学校の教育課題解決を目指します都立学校スマートスクール構想の実現に向け、生徒自身が持っているスマートフォンやタブレットなどの端末を活用するBYODの実証研究をモデル校で進めてまいります。

次に、同じページの「6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討」でございます。学校教育の質の更なる向上や学校の働き方改革に資するため、外部人材の確保や効率的な学校業務の在り方等について検討を進めてまいります。

それでは、もう一度資料の方に戻りまして、1枚目のページの右下でございますが、今後の予定でございます。本日、プレス発表やホームページ掲載により公表いたしました。その後、「主要事務事業の概要」の冊子を作成し、都内全公立学校及び区市町村教育委員会に配布してまいります。そして、例年開催しております4月の教育施策連絡協議会において説明を行っていくこととしております。

以上、一部抜粋して御説明させていただきましたけれども、主要事業の説明については以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 先ほどから、家庭の大事さといえますか、それが出てきています。自殺のメッセージのところでも家庭の協力、それから、先ほど地域と学校の協働のところでも2ページに「基本的生活習慣を培う家庭の教育力の低下も指摘されている」というふうにもあります。家庭がとても大事だということで、この施策を見ますと、40ページ、「取組の方向9 家庭の教育力向上を図る」というところで、主要施策23のところに「学校と家庭の連携の推進」、主要施策24がまた「学校と家庭との連携を図る取組の充実」というふうに、連携というところだけでなっているので、もう少し具体的に言ってもいいのではないかと思います。

例えば、家庭教育力の向上の推進とか、それから、主要施策24のところは連携でいいと思いますが、主要事務事業のところに、先ほど出ました運動、体力向上の啓発とか、そのように家庭の教育力のところに、もう少し伝え方といえますか、ちょっと検討してもいいのかなと思います。

【教育政策担当部長】 先ほど来、教育委員会として様々な施策をやっていく中で、やはり学校現場、地域であったり、家庭であったり、そういうところと様々なことを一体となってやっていくことが重要だと思っておりますので、今、委員御指摘の部分も十分検討させていただきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月8日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、3月の第2木曜日であります8日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

日程以外の発言

【教育長】 ただいま説明がございました日程、あるいはそのほかのことにつきまして何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時26分)